

FSC 管理木材日本ナショナルリスクアセスメント草案

パブリックコンサルテーション意見まとめ

2017.12

カテゴリー1

意見提出者	意見	ワーキンググループの検討結果
小川直也 (アマタ株式会社)	カテゴリー1 は違法行為の有無のリスクの高低を判断するものです。現在の「リスク判定及び理由」に書かれている内容は、アイヌ民族の権利の侵害の事例であり、リスク低減措置案も 2.3 で要求される内容です。1.15 で問われているのは「先住民族の権利に関する法律の違反のリスクが高いか低い」であるので、リスク高と判断するためには、アイヌ民族に関する法律が守られていないという事実をあげなければいけません。このことについては、逆にアイヌ文化振興法が尊重されていると読めるので、特定リスクと判断する理由になっていません。法律違反のリスクが高くなければ、この項目はリスク低にすべきと考えます。繰り返しになりますが、現在延べられている内容は 2.3 で扱われるべき内容だということで、ここではあくまでも法律違反のリスクに限定して判断する項目となります。	裁判所の決定は、法に基づくものであるであり、法の執行に関する前例を作ると考える。従って、アイヌ民族の権利が法律に明記されていなくとも、裁判所の決定は、アイヌ民族の権利に関する法律を考える上でも考慮されるべきだと考える。カテゴリー1 の記載内容を修正して、この点をより明確に記載する。

2. カテゴリー2

意見提出者	意見	ワーキンググループの検討結果
非公開希望	研究者から用語等に関する指摘があった。	概ねすべての意見を反映する。

3. カテゴリー3

提出された意見なし

4. カテゴリー4

i. リスク判定について

まとめ

- NRA 草案が参照している環境省の自然環境保全基礎調査のデータは古く、20 年前とは経済状況も違うため、現在の自然林面積の変化を表すものとしては適当でない。
- 環境省の植生図で自然度9とされていても、現場では人工林のところも見つかり、正確さに疑問。リスク低減措置として20年前の植生自然度を確認するのも不適当で無理がある。
- 林野庁のデータでは天然林および原生林（81年生以上の天然林）は増加しており、これが国の公式なデータとしてFAOの報告書でも使用されている。こちらを使用すべき。

意見提出者	意見	ワーキンググループの検討結果
上河潔（日本製紙連合会）	● F S CのCW材の今回のN R A改定で、日本全域が従来の低リスクから特定リスクに変更することは、この4年の間に日本において自然林の転換が激しくなったという誤った情報を世界に発信することになり、日本の林業、木材産業のイメージダウンになるなど極めて不適切である。 ● 今回、自然林の減少率の閾値が0. 5 %から0. 0 2 %に引き下げられた理由について一切情報が開示されないことは、基準改定プロセスの透明性を確保するうえで極めて問題であると言わざるを得ない。また、0. 0 2 %という数値自体があまりにも僅少で、誤差の範囲にも収まるような数値であり、この閾値によって低リスクから特定リスクに変更することは全く合理性がない。 ● 加えて、環境省の自然環境保全調査の植生調査は、本来、植生群落の分布を把握することを目的としており、植生自然度9とされている区域は、「エゾマツトドマツ群落、ブナ群落等自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区」と定義されている。このため、必ずしも、人の手が入っていない原生林と一致しているわけでもない。さらに、第4回と第5回の調査が行われたのは、20年以上も前のバブル	カテゴリー4のすべての意見に対する検討結果： カテゴリー4の内容を全般的に修正。 環境省の自然環境保全調査の植生調査のみを基に分析をするのではなく、これや、FAOの国別報告書（林野庁の調査に基づく）を含む全ての利用可能データを基に分析をし直す。 それぞれのデータには異なる特徴や強みがあり、修正文章ではそれぞれの特徴について言及をする。これには自然林の定義を含み、日本のFM国内規格で用いている自然林の定義と異なる点も明記する。

	経済期の１９８０年代後半から１９９０年代であり、その後の日本の低成長期から現在に至る実態を反映したものではないので、この数値を用いて閾値を上回っていると判断するのは適切でない。 ● ２０１６年に環境省が発表した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書（JBO2）」においては、JBO2 策定の検討委員会の委員である東北大学大学院の中静透教授によると、林野庁の自然林のデータと現下の林地転用や拡大造林の状況を踏まえて、森林生態系の規模・質の現在の損失と傾向は現状維持で横ばいと判断したということである。また、ＦＡＯのデータ（林野庁提供）においては、日本の原生林（８１年生以上の自然林）の面積は２００５年から２０１０年の間に増加している。今回のＣＷ材のＮＲＡ改定においても、このＦＡＯのデータと環境省の「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書」判断に基づき、現行の低リスクのままにするのが適切である。 ● 特に、現行のＮＲＡが策定されて以降に我が国において自然林が林地転用や拡大造林によって減少しているという事例や報告がなされていない以上、低リスクから特定リスクに変更する合理的な理由はなく、自然林の減少率の閾値が０．５％から０．０２％に下げられた理由が一切情報公開されないのであれば、閾値を上回ったという理由だけで低リスクから特定リスクに変更することはやめていただき、現行の低リスクのままにしていいただきたい。	自然林の定義が異なること、データの取得時期、データの正確性を考慮すると、自然林の転換率が０．０２％の閾値を超えるかどうかを確実に判断できるデータはないと結論付けられる。 そこで、最近の林業を取り巻く状況の分析をする、現在の林業における大きな問題は自然林の開発ではなく、人工林の放棄の方が顕著である。大規模な自然林開発のニュースも聞かなくなっている。 ワーキンググループの結論としては総合的な判断でリスクを低とする。 一方で、再生可能エネルギーのための林地転換のリスクが高まっていることを情報として追加する。
日本製紙	本ドラフト中、管理木材カテゴリー４において、リスク判定が「特定リスク」と結論づけられているが、以下の理由により「低リスク」が妥当であると考ええる。 ● 「特定リスク」とする根拠として環境省による第４～５回自然環境保全基礎調査植生調査の自然度９の植生の減少率が閾値の０．０２％を上回る０．２７％であったこと、とされるが、この調査は	

	1989 年～1999 年に実施されたものである。調査終了より既に 18 年が経過しており、バブル経済後期で開発圧の高かった当時と、現在の社会・経済環境は大きく異なる。従い、参照した調査結果は現在の森林の転換リスク判定に使用するには不適切と考える。 ● また、前述の調査を担当した環境省自然計画課にヒアリングしたところ、植生自然度は植生調査の群落をベースにしていること、また委託先の都道府県ごとに自然度の判断基準にズレがあり、結果的に二次林が自然度 9 と区分されるなど、必ずしも意図した区分と実態が一致していないケースがある、との事であった。当社で確認したところ、自然度 9 に区分されている林班が、実際には二次林であったり、カラマツ植林地であったりする例が容易に発見された。こうした事例は、この調査が 1/5 万の植生図をベースに作成されており、閾値とされる年率 0.02% の自然林の減少有無を判断するための精度を有していないことを示しており、環境省の自然環境保全基礎調査植生調査はリスク判定の根拠に適さないと言える。 ● 環境省は一方で、生物多様性に関する評価を「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書（JBO2）」として、2016 年に発表している。この中で、森林生態系の規模、質の増減については、林野庁の統計データ等を参照し、現在は「横ばい傾向」と結論づけている。これは、環境省および評価に参加した森林生態系の専門家が、林野庁データを評価材料として適切と判断した事を示しており、また、本ドラフトの法律に基づく評価およびその結論にある「林地転換に関する大きな問題は報告されていない」とも矛盾していない。 ● なお、JBO2 が参照した林野庁データでは、2007 年から 2012 年で天然林面積は全体で 0.27% 増加、樹齢 81 年生以上では 7.27% 増加している。これは、本ドラフトでも引用されて	
--	--	--

	いる FAO データの原生林面積増加傾向（2005 年から 2010 年）とも一致している。 以上より、日本はカテゴリー 4 において「低リスク」と判断されるべきと考える。	
池田英明 (林野庁)	● 特定リスクの閾値が厳しくなったのだとすると、他の国でも同様に特定リスクとなるのかもしれないが、国際的な団体である FSC で日本が自然林の転換についてリスクが低くないとされてしまうと、誤った印象を与えてしまう可能性があり、憂慮している。 ● 林野庁が正式に発表している森林面積のデータとしては、5 年ごとに発表している森林資源現況調査がある。最新のものは H24 年度(2012 年)のものとなり、これは森林計画策定時に森林簿を基に策定されたものである。環境省の自然環境保全基礎調査のように一般に利用可能な空間データとしては提供されていないが、林齢や森林の蓄積や成長量、面積などもそれなりに詳細に調査されたものである。また、開示を求めれば森林調査簿の情報も入手可能であり、どこの森林が 80 年生以上の天然林に当たるかなどを調べることもできる。この調査結果を基に FAO の Forest Resources Assessment に使用される国別報告書も作成しており、対外的にも国の正式なデータとなっている。 ● 林野庁の森林資源現況調査の 5 年ごとのデータを比較すると、天然林（植栽されていない森林）は平成 14 年(2002 年)までは減少し続け、それから現在まで徐々に増え続けていることがわかる。特に、人為的影響の少ないと考えられる 81 年生以上の天然林は増え続けている。 ● 現在の NRA 草案で使用されている環境省の自然環境保全基礎調査のデータは、第 4 回（1989 年～1993 年）と第 5 回（1994～1999 年）で、どちらも天然林が減少している時代のものだが、これは現況とはいえないのではないか。 ● 林野庁ではまた、5 年単位で森林生態系多様性基礎調査という調査も行っている。これは、航空	

	写真などの解析によらず、4 km メッシュの定点プロットでの現地調査であり、空間データの解析などより信頼性が高いものと考えている。	
萩原祐一 (北海道木材産業 協同組合連合会)	管理木材カテゴリー4について、日本はリスクアセスメント対象地域の過去 5 年間の自然林面積の純減が年間平均で 5,000 ha または 0.02%を超えることから、特定リスクありと判定している。 その根拠となっているのは、環境省による第5回自然環境保全基礎調査植生調査(1994～1999 年)による自然度9(自然林)の植生について、第4回基礎調査(1989 年～1993 年)からの改変面積は 88,228ha であり、第4回基礎調査の同植生の面積 6,639,400a で見た場合 1.33%の改変があったとするものである。 しかしながら、環境省による第4回及び第5回の基礎調査期間(1989 年～1999 年)は、バブルによるゴルフ場やレジャー施設の設置に伴う大規模な林地開発が行われた時期であるため、改変面積が大きくなっている可能性が高いことから、このような特異な時期に行われた調査を根拠とすべきでないと考ええる。 因みに、林野庁が公開している林地開発許可面積を見ると、バブル時期(1989 年～1993 年)の約 57 千 ha と比較して、近年(2011 年～2015 年)は 12 千 ha で 2 割程度に減少している。 また、林野庁が発表している森林面積及びFAO が公表している日本の原林(primary forest)の面積のどちらも、2005 年から 2010 年の間に増加しており、このことから環境省の基礎調査を根拠とすることは疑問である。 当会では、森林認証材の有効活用をはじめ、道産材の需要拡大に向けた取組を実施してきており、F S C 製品の原料としてC W材(管理木材)の使用が認められないことになると、道産材の需要拡大に懸念が生じることになる。	

柿澤宏昭 (北海道大学)	● 管理木材カテゴリー4 のリスクアセスメントでの自然環境保全基礎調査の利用方法は適切ではないのではないか？リスクアセスメントについて適切なデータ・根拠をもとにやり直したほうが良いと考える。森林生態系多様性基礎調査の方がより適切なデータであると思われるが、このデータが情報源にないこともリスクアセスメントの根拠に疑問を抱かせる。 自然環境保全基礎調査植生調査は基本的には5万分の1地図レベルで、現地調査も十分行われておらず、画像判読の正確さは担当者によって大きく左右されると思われる。こうしたデータの経年比較（しかもかなり細かい数値）を根拠とすることは問題があるのではないか。他により適切なリスクアセスメントを行うデータがあるのではないか。 ● 自然度9のみの変化によって「自然林面積の純減が0.02%」を超えると判断できないのではないか。ほかのカテゴリーにも自然林があり、上記の画像判読の不確実さも考え合わせると他の自然林のカテゴリーもわせて考えるべきではないか。また、自然林9で減少したものが人工林あるいは森林以外へと転換しているということを示す根拠はどこにもないのではないか。 ● 林地開発許可などのデータ・法令から、自然度9の減少の要因を類推しているが（119 ページ最下段）、上述のように自然度9を単独で取り出すことに問題があり、さらにそれを全く根拠が異なる体系の中で出されてきた数値など、本来比較できないものを比較したために無理のある類推になってしまったと思われる。公共工事とインフラ整備で自然度9がこれだけ減るということは不自然であると思える。また、FAOのprimary forestが増えていることなど他のデータとあわせて全体としてどう判断を下したのかということが示されておらず、リスクアセスメントの手法に問題があるように思える。	
-------------------------	--	--

SGS ジャパン	リスク判定の結果が「特定リスク」となる根拠について、「(4)の閾値を満たす。(4)リスクアセスメント対象地域の過去 5 年間の自然林面積の純減が年平均で 5,000ha または 0.02%を超える。」との記載について以下のように見直しを提案します。 <案> 低リスク閾値(1)を越えないことを示す、直近 5 年間の統計データが利用可能でないことから保守的に判断して特定リスクとする。 カテゴリー4 は、Wood from forests being converted to plantations and nonforest use 人工林または森林以外の土地利用に転換されている森林からの木材と規定されていることから、「過去転換されてしまった森林ではなく、現在転換されつつある森林に由来する木材」を排除することを目的としていると理解します。この趣旨で、FSC- PRO- 60- 002a の Table 4 の下記 Indicator における 4.1 Conversion of natural forests to plantations or non-forest use in the area under assessment is less than 0.02% or 5000 hectares average net annual loss for the past 5 years (whichever is less),「過去 5 年間」とは直近の 5 年間を意味しているものと解釈するのが自然と考えます。 そのため、草案において「閾値を越える」と判断する根拠を、第 5 回自然環境保全基礎調査植生調査（1994～1999 年）と第 4 回基礎調査（1989 年～1993 年）にのみ求めることは、日本の社会情勢が約 20 年前と現在とでは大きく変化していることも考慮すると、適切ではないと考えるため。	
----------	---	--

小川直也 (アマタ株式会社)	林野庁の統計により 2007 年から 2012 年の森林減少は 3,200ha/年、率にして 0.01%/年とされています。このうちすべてを自然度 9 の自然林が占めるとは考えられないため、自然林の減少はより少ないものと推測されます。しかし、1989 年～1993 年の第 4 回基礎調査及び 1994 年～1999 年の第 5 回基礎調査による自然度 9 の森林の減少は 17,646ha/年、0.27%/年となるとされています。この二つの数値の乖離は大きすぎるため、何かしらの考察がないと、18 年前のひとつのデータを根拠に特定リスクと判断する根拠が不明確です。時代が変わり林地開発が少なくなっているのか、林野庁データまたは基礎調査データのどちらかの信頼性が低いのかなど、考察が必要です。林野庁データを却下できる明確な理由がないと、18 年前の過去の基礎調査のデータのみを採用する理由になりません。仮にどちらのデータも信頼できるものなのであれば、より新しい林野庁データを根拠にすべきと思います。 さらに、世界的には FAO のデータを使用することが一般的だと思います。FSC は世界的な制度であるため、共通の基準で評価するために、各国が FAO のデータに基づき判断するのであれば、日本も FAO のデータに基づき判断すべきだと思います。世界的に 81 年生以上の自然林を原生林と定義するルールなのであれば、ここでは日本もそれに従うべきではないでしょうか。ここでも FAO のデータを却下する明確な理由が述べられていないので、なぜ日本だけ独自の判断で FAO のデータを採用しないのか、なぜ 18 年前の基礎調査のデータを信頼できるデータとして採用しているのかの根拠が不明です。 個人的な感想になりますが、全国の森林を見て回る中で、自然度 9 にあたるような森林が大規模に開発されているという現場を見たり、そのような話を聞いたことがありません。カテゴリー 4 について日本が特定リスクになるということは感覚的に非常に違和感があり、ほかの認証取得者の皆様も同様に思われると思います。もし本当に年 0.02%以上の自然林が減少しているという事実があるのであれば、より明	
---------------------------	---	--

	確な証拠を記述しないと、認証取得者の皆様に受け入れられないのではないかと思います。	
小川直也 (アマタ株式会社)	第5回調査の面積が書いていないと分かりにくいので、第5回調査による面積を明記した方がいいと思います。修正案：「環境省による第5回自然環境保全基礎調査植生調査（1994～1999年）によれば、自然度9（自然林）の植生面積は6,551,172haであり、第4回基礎調査（1989年～1993年）の同植生の面積6,639,400aからの改変面積は88,228ha、1.33%の減少となった。」	
牛尾広之（南しりべし森林組合）	前項の空間データに基づく評価にある、林野庁の発表している統計が現実的で採用されるべきと考える。	
岩間八也 (株岩間木材店)	空間データに基づく評価における各種統計の取り扱いについて 統計数字は相反する結果となっていますが、現状適合性の判断基準が森林の循環利用とFSC認証紙価値創出とのバランスの上、森林整備の担い手の負担増とならぬよう、又信頼性を担保しながら、既存の認証制度などを利用できるように現実的な対応をお願いします。	

ii. リスク低減措置について

意見提出者	意見	ワーキンググループの検討結果
-------	----	----------------

上河潔（日本製紙 連合会）	● リスク低減措置の確認する事項として、環境省の自然環境保全調査の植生調査において「管理区画が植生自然度9の森林でない」こととされている。 植生調査の結果は、地図上に表示されてはいるものの、森林調査簿の林小班の森林の現況と必ずしも一致せず明らかに誤っている例があるなど、正確性に欠けている上に、森林調査簿の林小班の区域と厳密には対応していないために、対象森林の自然度を確認することは事実上不可能である。さらに植生調査自体も20年前のものであり、参考にするには不適切である。 ● また、リスク低減措置の確認する事項の「樹種等により人工林由来であることが明確である」及び「造林の方法が天然更新である」についても、その確認において難しい点も残されている。 ● 森林認証取得者が確認する方法のないリスク低減措置が定められると、従来CW材として製紙原料に利用することができた木材が使えないことになり、FSC森林認証紙の生産が極めて難しくなるだけでなく、山村地域の経済にも大きな打撃を与えることになる。また、これまで製紙用にマテリアル利用されてきた製材残材を始めとする木材が、FSCのCW材として使えなくなれば、それはバイオマス用に流用されることになり、木材の健全なカスケード利用が阻害される事態も引き起こしかねない。これはFSCの目的である①森林環境の保全、②地域経済の振興、③持続可能な森林経営の促進にも反することになる。 ● FSCジャパンにおかれては、今回のNRAの改定において、「自然林の転換」については従来どおり日本全国を低リスクとされたい。それがどうしても難しいということであれば、リスク緩和措置の「管理区画が植生自然度9の森林でない」という確認事項を、例えば「人の手が一切加わっていない原生林でない」とするとともに、その確認方法としては、例えば、「自然環境保全地域（原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府	カテゴリー4のすべての意見に対する検討結果： 上記の通り、低リスクに変更するため、リスク低減措置は不要となる。
--------------------------	---	---

	県自然環境保全地域）、国立公園、国定公園第1種特別地域、種の保存法の生息地等保護区、ラムサール条約指定地、世界遺産指定地等に指定されていない地域とする」など、森林認証取得者が確認可能なものとしていただきたい。
日本製紙	2. 上記1. で述べた通り、日本はカテゴリー4において「低リスク」が妥当であり、リスク低減措置は不要と考えるが、それでも万が一、リスク低減措置が必要とされた場合において、本ドラフトに示される「推奨されるリスク低減措置」は、下記理由により実施が困難である。 3) a) 樹種等により人工林由来であることが明確であるについて、その判断が可能な樹種、地域は非常に限定的であり、広葉樹、針葉樹の大半は、樹種のみで人工林由来であると確認することは困難である。人工林由来か否かの確認は森林調査簿に記載される情報が必要だが、チップ加工業者が購入する全ての原木について、事前に情報を入手し判定することは、膨大な作業負担となる。当社が本件に関し実施したアンケート結果では、大半のチップ加工業者が、要員、コストのみならず、流通の時間軸において実施が不可能であると回答している。 b) 造林の方法が天然更新である については、伐採届等の素材業者レベルの書類に記載される内容の事前確認が必要となるが、チップ加工業者が事前に全ての書類を入手し、確認・スクリーニングを行うことは、やはり要員・コスト・時間的に難しいことを、前述のアンケート調査で確認している。なお、グリーン購入法に基づく合法性証明の手続きでは、チップ加工業者として伐採届の事前入手は義務付けられていない（素材生産者が入手、確認）。 c) 管理区画が植生自然度9の森林でない について、この確認は事前に原木の伐採林班を特定した

	上で、環境省データへアクセスし、該当林班を探して確認する作業が必要となる。伐採林班の特定は森林調査簿の情報が必要となり、その事前入手は前述の通り難しい。更に、それが出来た場合でも、環境省データとの照合作業は、要因やスキルの問題から、ほとんどの業者が実施困難、と回答している（前述のアンケート結果）。 なお、製材廃材チップについては、より流通が多段的となることから、3) a) ～ c) の確認はチップ専門工場よりも更に困難であり、大半の製材所はリスク低減措置に対応できないと予想される。 上記の結果、多くのチップ切削業者、製材業者からの製紙用チップが管理木材として使用できなくなり、製紙会社としてそうした業者からのチップ購入を諦めざるを得ない事態が想定され、中小零細のチップ切削業者、ひいては地域林業に深刻なダメージを与えることとなる。 根拠の不明確な0.02%という閾値と調査精度及び時期が不適当なデータを基にリスクが判断され、かつ林産業の現場で対応困難なリスク低減措置が導入されることによって、結果として国産材の利活用が阻害され国内森林資源の保全に悪影響が及ぶ可能性があるとするれば、国産材の利活用を推進する国内林業界・林産業界としてFSC 制度を支持できなくなることが危惧される。 FSC 製品の供給の観点では、管理木材として使用可能な国内材が急激に減少する事で、特に国内材を中心に使用する製紙工場でのFSC 製品の生産・販売に大きな支障が生じる事を強く懸念する。背景が明確でない規格改定が理由でFSC 製品の供給が不安定となることは、エンドユーザーのFSC の評価低下、ひいてはFSC の意義の毀損に繋がりがかねない。 以上より、日本 NRA においてカテゴリー4は引き続き「低リスク」と判断する事が妥当であることを強く主張する。また、リスク低減措置の代替案としては、日本製紙連合会として提出した意見書の通	
--	---	--

	り、森林認証取得者が確認可能なものとすべきであり、また中小零細業者への過度な負担、排除に繋がらない、現実に対応可能なものを、認証取得者と十分に協議した上で最終草案としていただきたい。 以上	
SGS ジャパン	リスク低減措置として、以下の追加を提案します。 ＜案＞ 管理木材の原産地として特定された地域の行政当局に対して林地の転換がないことを毎年文書で確認する。 行政当局の確認により、林地の転換が確認された場合、その転換行為に由来する材を使用しない、又は混入していないことをサプライチェーンを明示し実証する。 NRA 草案 P117～P119 にも記述されていますが、法律は転換を完全には禁止していないものの、林地の転換に許可制度が適用され、日本の法律の執行状況は一般に非常によいです。このことを考慮すると、草案でリスク低減措置として記載されている、管理木材の仕入れについて都度、根拠資料に基づき確認するという手法に加えて、管理木材の供給地域の行政当局からの情報に基づき、実際に起こった（起こっている）転換を特定し、その材を排除する、手法も採用可能と考えます。 実際に管理木材を産出する林業従事者・林業関連団体の現場の感覚は、NRA 草案の P119 に記載のある「林地転換に関する大きな問題も報告されていない。木材価格の低下と林業コスト高によって国内林業が停滞する中、多くの森林が管理放棄されている。このような状況下において、新たに自然林を人工林に転換しようとする動きは極めて小さい。」に近いものと考えます。そのため、管理木材の都度の納品時に根拠資料の提示を（認証取得者から）求められることについて、リスクに応じた負担という観点から協力が得にくいことが危惧されます。	

牛尾広之 (南しりべし森林 組合)	リスク低減措置 3) 以下のいずれかが確認できること a) 樹種等により人工林由来であることが明確である b) 造林の方法が天然更新である c) 管理区画が植生自然度9の森林でない 以上3項目の削除 上記のリスク低減措置が推奨された場合、当組合の経営実態として対応は非常に難しく組合経営がたち行かなくなる事も考えられる。	
----------------------------------	---	--

5. カテゴリー5

提出された意見なし